

ワンタイムパスワード利用規定

ワンタイムパスワードを利用する場合、マイゲート利用規定に加え、本ワンタイムパスワード利用規定により取扱います。

なお、ワンタイムパスワードを利用する場合、マイゲート利用規定に定める「パスワード」にワンタイムパスワードを含めるものとします。

第1条：ワンタイムパスワードとは

- ワンタイムパスワードとは、当社所定のワンタイムパスワード生成器（以下、ハードウェアトークンといいます。）もしくはワンタイムパスワード生成アプリケーション（以下、ソフトウェアトークンといいます。）により生成・表示される可変的なパスワードをいいます。
- ワンタイムパスワードは、本サービスの取引に適用されます。

第2条：利用対象者

ワンタイムパスワードの利用対象者は、次条による利用申込を行った契約者で、当社が承諾した個人の方とします。

第3条：利用申込

- ハードウェアトークンの利用申込は、当社所定の申込書またはログイン後のワンタイムパスワード利用申込画面より行ってください。
ソフトウェアトークンの利用申込は、当社所定の申込書またはログイン後のワンタイムパスワード利用申込画面より行ってください。
- 前条の申込を当社が承諾した場合、当社は契約者の届出住所にハードウェアトークンを発送します。ハードウェアトークンの発送は日本国内に限ります。
なお、届出住所不備または不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードウェアトークンを廃棄しますので、ワンタイムパスワードを利用するにあたっては、再度、当社所定の利用申込を行ってください。
ソフトウェアトークンは利用申込後、アプリケーションのダウンロードを行ってください。
- ワンタイムパスワードの利用は、利用開始登録を行うことで可能となります。
利用開始登録後は、従来の認証方式（乱数パスワード等）は使用できなくなります。

第4条：利用手数料

- ワンタイムパスワードの利用手数料は無料です。
ただしハードウェアトークンの紛失における再発行は、当社所定の再発行手数料が必要です。
- ハードウェアトークンの紛失再発行手数料は、各預金規定にかかわらず、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手の提出なしにメイン口座から自動的に引落します。
- ハードウェアトークンの紛失再発行手数料は、ワンタイムパスワード利用の取消・停止（トークン返戻による利用停止を含みます。）等いかなる理由があっても返却できません。

第5条：利用期限

- ワンタイムパスワードの利用期限について、ハードウェアトークンは電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。
なお、電池残量が一定量以下となると、ハードウェアトークンのボタン押下時に電池残量を表示しますので、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。
ソフトウェアトークンは利用期限がありません。
- 契約者の責に帰さない故障・破損または次の各号の使用条件に従ったハードウェアトークン使用にもかかわらず発生した電池切れにより、ハードウェアトークンにワンタイムパスワードが表示されなくなった場合、当社はハードウェアトークンを無償で交換します。
 - 無償交換する場合の利用頻度は、1日平均3回以内のハードウェアトークンのボタン押下とします。
 - 高温・低温・多湿な場所、ほこりの多い場所、直射日光の強い場所等で使用・放置しないでください。
 - その他通常のハードウェアトークン利用方法から逸脱した使用をしないでください。

第6条：トークン再発行

- ハードウェアトークン上に電池残量が表示された場合、速やかにハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。
ソフトウェアトークンがインストールされた端末に変更が生じた場合は、当社所定の再申込みを行ってください。
- 前条の申込を当社が承諾した場合、ハードウェアトークンは当社より契約者の届出住所に発送します。ハードウェアトークンの発送は日本国内に限ります。
なお、届出住所不備または不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードウェアトークンを廃棄しますので、ワンタイムパスワードを引き続き利用するにあたっては、再度、当社所定の申込を行ってください。
ソフトウェアトークンは当社所定の申込み後、あらかじめアプリケーションのダウンロードを行ってください。
- 前項の申込みにより発送されたハードウェアトークン（以下「新ハードウェアトークン」といいます。）またはソフトウェアトークン（以下「新ソフトウェアトークン」といいます。）の利用は、新ハードウェアトークン・新ソフトウェアトークンの利用開始登録を行うことで可能となります。新ハードウェアトークン・新ソフトウェアトークンの利用開始登録後は、旧ハードウェアトークン・旧ソフトウェアトークンに表示されるワンタイムパスワードは利用できません。

第7条：ワンタイムパスワードの変更

- 現在お使いのワンタイムパスワードの種類を当社所定の申込みにより、変更することができます。
- ソフトウェアトークンからハードウェアトークン、またはハードウェアトークンからソフトウェアトークンへの変更は当社所定の申込書、またはログイン後の各種変更・手続き画面より行ってください。
- ソフトウェアトークンからハードウェアトークン（ハードウェアトークンの再申込を含む）の変更申込みを当社が承諾した場合、当社は契約者の届出住所にワンタイムパスワード生成器を発送します。なお、届出住所不備または不在等によりワンタイムパスワード生成器が返戻となった場合には、一定期間経過後にワンタイムパスワード生成器を廃棄します。
また、ハードウェアトークンの再発行を申込みした場合、申込み以降、現在お使いのワンタイムパスワード生成器をご使用いただけません。
- ソフトウェアトークンの再申込みをマイゲートで行った場合は、契約者の届出電話番号宛に、「使い捨てパスワード」を通知します。店頭、またはメールオーダーで再申込みを行った場合、契約者の届出住所あてに「ソフトウェアトークン利用開始用パスワード」を発送します。
なお、届出住所不備または不在等により本発送物が返戻となった場合には、一定期間経過後に廃棄します。
当社から送付された「使い捨てパスワード」または「ソフトウェアトークン利用開始用パスワード」を用いてソフトウェアトークンの利用開始登録を行うことで、ソフトウェアトークンの利用が可能となります。

第8条：免責事項

- トークンは契約者が厳重に管理し、第三者に開示・譲渡・貸与しないでください。
また、紛失・盗難等に遭わないように十分注意してください。トークンおよびワンタイムパスワードの管理において契約者の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当社は責任を負いません。
- 契約者が入力した乱数パスワード（ご利用カード利用者のみ）・トークンのシリアルナンバー、ID・ログインパスワード・ワンタイムパスワードと、当社に登録されている各情報の一致を確認する方法で本人確認をして取引を実施した場合、ワンタイムパスワードの使用について不正使用その他の事故があっても当社は責任を負いません。なお、システム上の障害等のため、ワンタイムパスワードの入力を求めることができない場合においては、ID・ログインパスワードの一致を確認する方法で本人確認をして取引を実施した場合でも同様とします。
- ワンタイムパスワードの入力が、当社の任意に定める回数まで連続して誤って入力された場合、ワンタイムパスワードは無効となります。ワンタイムパスワードが無効となったことにより生じた損害について当社は責任を負いません。
なお、当社が処理をしていない振込、振替等の取引依頼は有効に存続するものとします。
また、ワンタイムパスワードを引き続き利用するには、当社所定のハードウェアトークン再発行申込み、またはソフトウェアトークンのリセットを行ってください。
- トークンの故障、電池切れ等の事由で本サービスによる取引が不能・遅延となった場合、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
- 本規定第3条第2項に基づくトークンの発送・廃棄・ダウンロード等により生じた損害について当社は責任を負いません。

(2018年12月3日現在)